

公益社団法人日本皮膚科学会倫理委員会規程

(設置)

第1条 公益社団法人日本皮膚科学会（以下「本会」という。）に、倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本会の会員が皮膚科学の進歩・発展に貢献し、患者の人権と尊厳を守り、医師としての倫理観と責任感を高めて社会的使命の達成に努めるため、その望ましい在り方について審議することを目的とする。

(審議)

第3条 委員会の審議は、理事長の諮問に応じて行うほか、委員の発意により行うことができる。

2 本会に対し、官公庁又は関係機関・団体から、新薬の治験（臨床試験）又は新しい医療行為等に伴う倫理に関する問題について意見を求められたときは、これを審議する。

3 必要により、本会の定款第11条に定める会員の除名に関して審議することができる。

(審議結果の公表の原則)

第4条 前条各項の審議結果は、理事会に報告し、その同意を得て公表することを原則とする。

2 前項の公表に際しては、関係者の人権侵害又は名誉棄損等を生じないよう必要な配慮をすることとする。

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 副理事長又は理事会で指名された理事

(2) 理事会で選出された委員 4名

(3) 理事会で承認された医学分野以外の学識経験者 3名（内1名は弁護士とする。）

2 前項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によるものとする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長の職務を補佐する。

(会議の開催)

第 7 条 委員会は、理事長の諮問に応じて開催するほか、委員の求めに応じて開催することができることとする。

2 委員会は、委員の半数以上が出席し、かつ、第 5 条第 1 項第 3 号の委員の 1 名以上が出席しなければ、会議を開催し、第 3 条各項の審議を行うことができない。

(専門委員)

第 8 条 専門の事項について調査検討する必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員長が委嘱する。

3 委員会が必要と認めたときは、専門委員を委員会の会議に出席させることができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、本会の事務局において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(規程の改正)

第 11 条 この規程の改正は、理事会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。